

平成 22 年 10 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001
(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 イー・アクセス株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 650-0027
(ふりがな) こうべしちゅうおうくなちようどおり
住 所 神戸市中央区中町通2丁目3番2号
(ふりがな) かんさい かぶしがいしや
氏 名 関西ブロードバンド株式会社
だいひょうとりしまりやく み す ひさし
代表取締役 三須 久

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかしきたくなかのしま
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 株式会社ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしやちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

郵便番号 163-8003
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう おの でら ただし
代表取締役社長 小野寺 正

郵便番号 332-0034
(ふりがな) さいたまけんかわぐちしなみき
住 所 埼玉県川口市並木2-25-3
(ふりがな) さいねつとかぶしがいしや
氏 名 彩ネット株式会社
だいひょうとりしまりやく いのうえたろう
代表取締役 井上太郎

郵便番号 130-0015
(ふりがな) とうきょうとすみだくよこあみ
住 所 東京都墨田区横網2-6-2
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ZIP Telecom株式会社
だいひょうとりしまりやく たなべ じゅんじ
代表取締役 田辺 淳治

郵便番号 103-0026
(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくにはほんぼしかぶちよう
住 所 東京都中央区日本橋兜町5-1
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ジャパンケーブルネット株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう こんどう いちろう
代表取締役社長 近藤 一郎

郵便番号 105-0012
(ふりがな) とうきょうとみなとくしほだいもん
住 所 東京都港区芝大門1-1-30

(ふりがな) 氏名 ジェイコムグループ代表
かぶしがいいしや
株式会社ジュピターテレコム
だいひょうとりしまりやくしやちよう もりいずみ ともゆき
代表取締役社長 森泉 知行

郵便番号 105-7316
(ふりがな) 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) 氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) 氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 957-0061
(ふりがな) 住所 新潟県新発田市住吉町5-12-22
(ふりがな) 氏名 株式会社新潟通信サービス
だいひょうとりしまりやくほんま せいじ
代表取締役 本間 誠治

郵便番号 102-0074
(ふりがな) 住所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号
(ふりがな) 氏名 フュージョン・コミュニケーションズ株式
がいいしや
会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう あいき たかひと
代表取締役社長 相木 孝仁

郵便番号 698-0002
(ふりがな) 住所 島根県益田市下本郷町56-1
(ふりがな) 氏名 株式会社マイメディア
だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる
代表取締役 秀浦 実晴

郵便番号 444-2137
(ふりがな) 住所 愛知県岡崎市藪田1-1-5
(ふりがな) 氏名 ミクスネットワーク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう おおかわ ひろみ
代表取締役社長 大川 博美

(五十音順)

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本年 2 月 4 日、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについて NTT 西日本殿に対して業務改善命令が出されたこと、および、これに関連して NTT 東日本殿に対して行政指導が行われたことを受け、NTT 西日本・東日本殿各々による業務改善計画・実施計画の策定、総務省殿への四半期毎の実施状況報告が行われているところです。

総務省殿においては、本事案の再発防止のため、十分な原因究明と NTT 東・西殿における業務改善策の有効性に対する厳格な検証を行うとともに、接続部門が他事業者から得た情報を営業部門から実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことをあらためて強く要望します。

本年 4 月 20 日に開催された総務省の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」における「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」の合同ヒアリングにおいて、日本電信電話株式会社殿から「改善策について、今後、第三者機関によるチェックを追加実施する考えです。」との表明があり、これを受けて、NTT 東・西殿が自ら選定した外部機関によるチェックが本年 8 月末までに完了したと伺っておりますが、これについては客観性・透明性・検証可能性の点から不十分であると考えます。

弊社共、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としては、上記業務改善命令に係る電気通信事業紛争処理委員会殿の答申において指摘されている「措置に対する客観的な検証可能性への配慮」の確保の観点から、NTT 西日本殿のみならず NTT 東日本殿に対しても、利害関係者から独立した公平性のある第三者が、問題点が改善されたか否かについてのチェック項目と手順を予め明らかにした上で定期的に監査を行ってその結果を公表するといった、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるような何らかの透明性の高い監視の仕組みを導入すべきと考えます。